

三重県の危機管理

2011年10月17日

第3回三重県経営戦略会議



三重県

三重県の危機管理

■ 三重県危機管理方針

県の危機管理推進の基本的な方針をまとめたもので、全職員が危機管理に取り組む共通認識とするもの

■ 三重県危機管理計画

危機管理体制の構築、危機発生時の対応、未然防止対策等の危機管理に係る基本的な取組をまとめたもの

※「災害対策基本法」で規定する災害及び「石油コンビナート等災害防止法」で規定する災害や、「国民保護法」で規定する武力攻撃事態等及び緊急対処事態については、三重県危機管理計画の対象から除いている。

■ 三重県危機管理実施手順

危機管理を実施する際の具体的な行動指針やサポートツール等をまとめたもので室長等の職員の行動手引書となるもの

三重県危機管理方針

■ 基本理念

- ・ 県民生活に好ましくない影響を及ぼす事態や、県民の信頼を損なう事態を危機ととらえ、県民の安全・安心の確保をめざし、危機管理を推進

■ 基本方針(危機管理の3つのキーワード)

(知 る)

- ・ 職員一人ひとりが危機に対する感性を磨いていくとともに、危機の兆候を積極的に察知していく

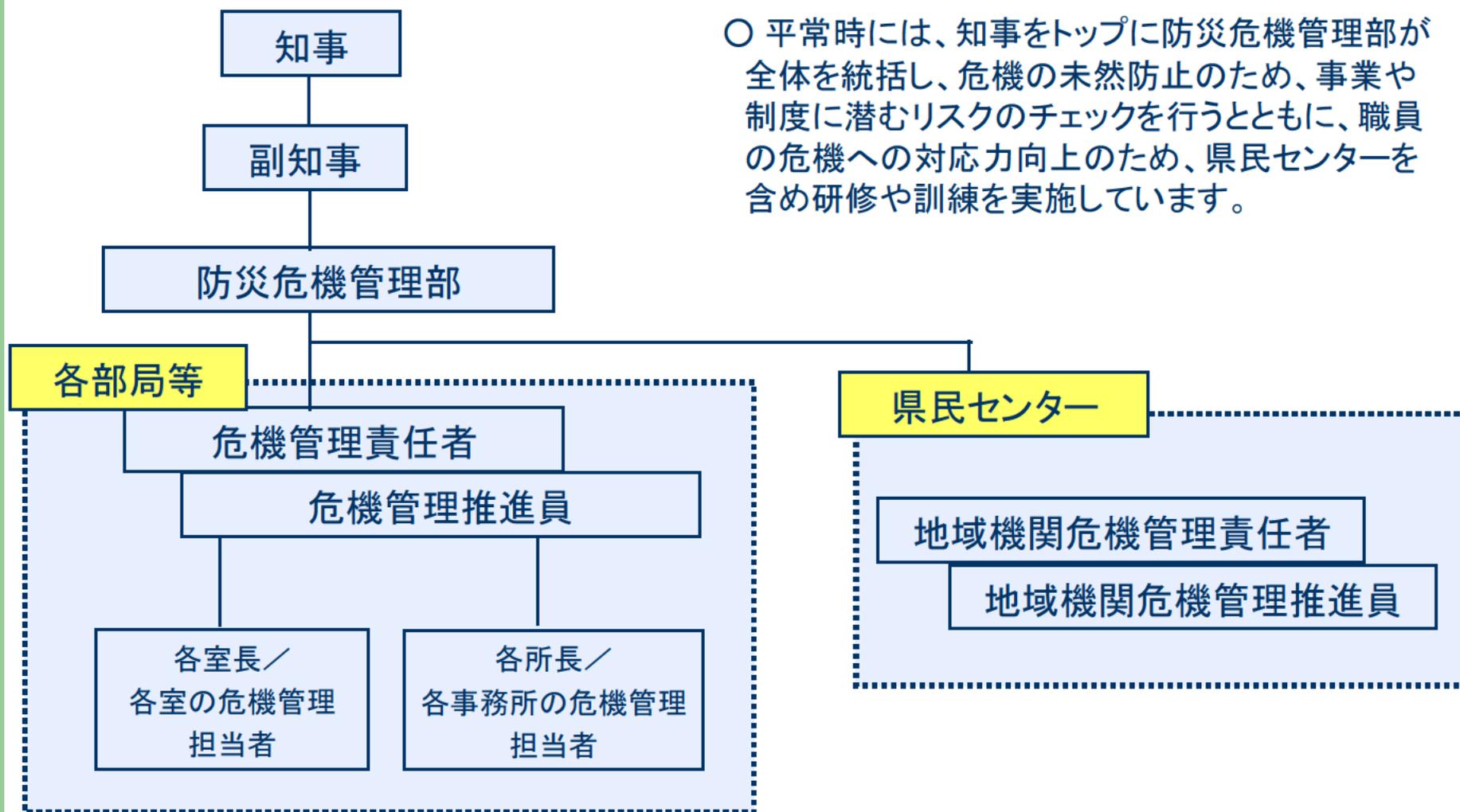
(備える)

- ・ 危機の兆候を察知し、それらに対し適切な対応を行っていくことにより、危機発生の未然防止を行う
- ・ 危機が発生した場合にも、迅速かつ的確に対処することが可能な体制を整備していくとともに、職員の資質向上を図る

(行動する)

- ・ 危機が発生した場合は、県民の生命及び身体の安全を確保することを最優先し、迅速かつ的確な対応を行うことにより、県民への影響をできるかぎり少なくする

三重県における危機管理体制(平常時)



三重県における危機対策本部設置の概要

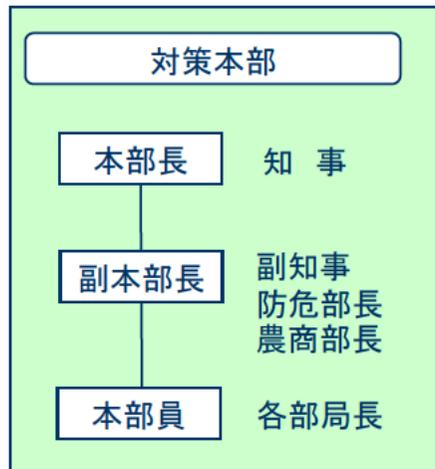
区分	A体制	B体制	C体制
設置基準	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>全県的に多大な影響や被害が発生し、又は発生するおそれがある場合</u> ・<u>県政に与える影響が極めて基大な事態が発生し、又は発生するおそれがある場合</u> ・その他、知事が必要と認めた場合 	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>全県的に影響や被害が発生し、又は発生するおそれがある場合</u> ・<u>県政に与える影響が基大な事態が発生し、又は発生するおそれがある場合</u> ・<u>応急処理終了後の事後処理に必要な場合</u> ・その他、知事が必要と認めた場合 	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>影響や被害は一部の地域や県民であるが被害が深刻な場合や拡大が予測される場合</u> ・<u>応急処理終了後の事後処理に必要な場合</u> ・その他、知事が必要と認めた場合
本部長	知事	副知事	主担当部局長
これまでの対策本部設置事例	<ul style="list-style-type: none"> ①新型インフルエンザ対策本部 (平成21年4月28日～平成22年9月16日) ②高病原性鳥インフルエンザ対策本部 (平成23年2月15日～3月28日) 	<ul style="list-style-type: none"> ①鳥羽市(神島)水道事故に係る三重県危機管理対策本部 (平成19年10月3日～19日) ②食の安全・安心に係る三重県危機対策本部 (平成19年10月22日～平成20年7月24日) 	<ul style="list-style-type: none"> ①伊賀地域医療事案対策本部 (平成20年6月10日～10月21日)

三重県における高病原性鳥インフルエンザ発生時の対応状況

○ 三重県で発生した高病原性鳥インフルエンザの概要

三重県においては、平成23年2月16日に紀宝町、2月26日に南伊勢町と、相次いで高病原性鳥インフルエンザへの感染が判明したため、直ちに「高病原性鳥インフルエンザ対策本部(本部長:知事)」を設置し、発生農場において全てのニワトリを殺処分した。

南伊勢町では飼養羽数が多かったため、知事が2月26日、自衛隊に派遣要請を行い、翌日から5日間防疫作業の協力を受けた。



発生状況		
紀宝町	ブロイラー	65,000羽
南伊勢町	採卵鶏	236,000羽

防疫作業日数及び従事人員数		
紀宝町	7日 延べ	915人
南伊勢町	9日 延べ	2,326人 (うち自衛隊 延べ 720人)

【課題】

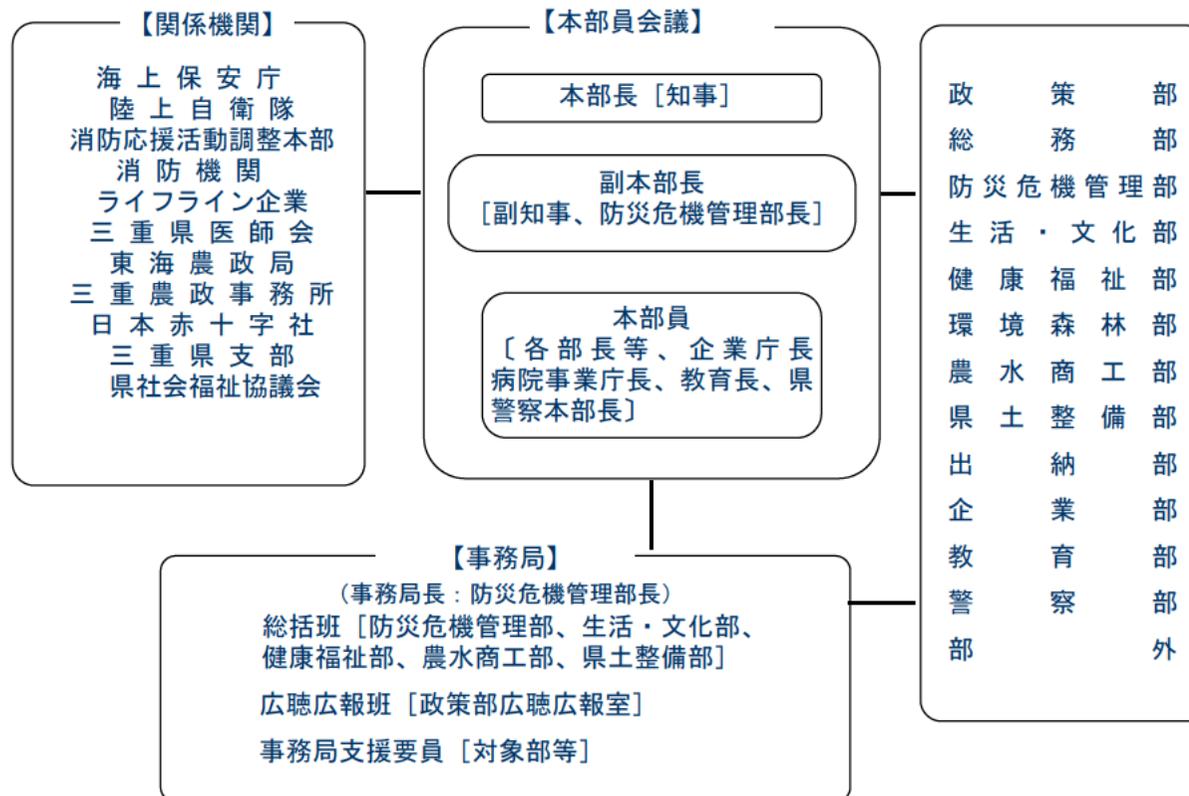
- 防疫作業を行う人員の確保が難しかった。
- 埋却地の選定が難しかった。

発生農場位置図



県災害対策本部の組織体制

○自然災害等の災害発生時には、迅速かつ的確な対策を実施するため
 県災対本部を設置



(参考)
 地域防災計画に基づき対応する危機事例

区分	想定される危機
自然災害	地震、津波
	台風、集中豪雨、土砂崩れ、風雪
事故	大規模な爆発事故
	大規模な交通機関の事故
	大規模なビル火災、工場火災
	大規模な山林火災

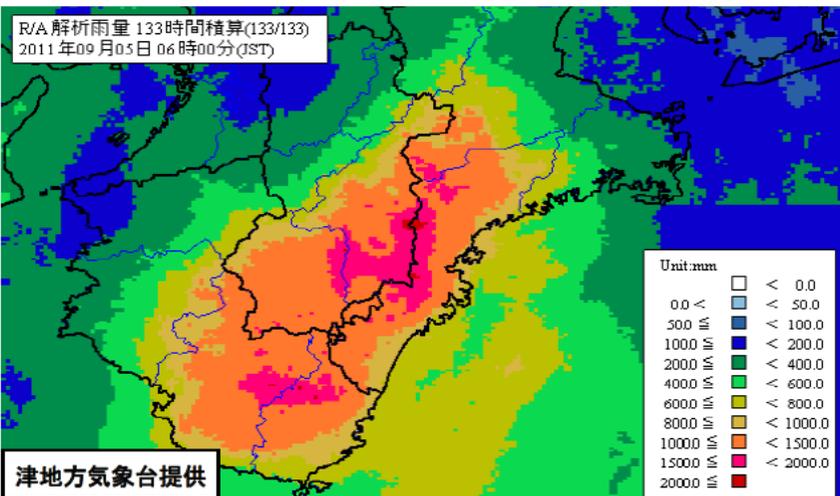
【地震・津波・風水害による災害対策本部設置基準】

災害対策本部設置基準	配備体制
○県内に震度5弱の地震 ○三重県沿岸に津波警報 ○暴風・暴風雪・大雨・大雪・洪水・高潮警報	警戒体制 (各班の配備計画により参集)
○県内に震度5強以上の地震 ○その他、県内に甚大な被害が発生	非常体制 (全職員参集)

台風12号による被害の概要及び災害対応の課題

○ 台風12号の概況

三重県においては、9月1日から5日朝にかけて長時間にわたって激しい雨が降り、紀勢・東紀州を中心に記録的な大雨となった。降り始めからの総降水量(8月30日20時～9月5日12時)は、大台町宮川で1620.5ミリ、御浜で1065.5ミリを観測する記録的な降水量となり、24時間雨量では、大台町宮川、御浜、紀北町、紀伊長島、熊野新鹿、いなべ市北勢で観測史上最大を記録した。



○ 被害の概要

※平成23年10月16日14時現在

人的被害

- ①死者 2人(御浜町1人、紀宝町1人)
- ②行方不明者 1人(紀宝町浅里地区1人)
- ③負傷者 15人(重傷5人、軽傷10人)

住宅被害

被害状況	被災棟数
全壊	83棟
半壊	1,054棟
一部損壊	53棟
床上浸水	693棟
床下浸水	830棟

停電・断水の状況

停電	35,860戸
断水	16,595戸

* 停電・断水ともピーク時の戸数
断水については9月16日
停電については9月17日に復旧

9月1日21:09 三重県災害対策本部を設置し、災害応急対策活動を実施

【課題】

- 当初、被害の大きかった市町において、被害状況の把握に時間を要した。
- 県災害対策本部としても、市町からの情報を的確に収集できなかった。
- 県の各部局が実施している応急対策活動の情報を、県災害対策本部として一元的に集約できなかった。
- 県や防災関係機関等が孤立地区の救助・救援活動を実施したものの、孤立地区の状況を総合的に把握することが十分でなかった。